

社会福祉法人狛江市社会福祉協議会

令和元年7月1日～令和2年6月30日の苦情

	受付日	申立者	苦情の内容	今後の対応
1	令和元年 7月22日	会員の 家族	判断能力が低下して意思を確認することが難しい高齢者からも会費を徴収していることについて。	会員募集及び更新依頼の時に配布しているチラシ等に、わかりやすく会費の主旨を明記するとともに、更新の意思確認が難しい会員に対しては、納入方法や名義変更、退会等についてご家族に向けて案内する等の対応を行う。
2	令和元年 7月26日	療育施設に通う子どもの保護者	講師が来るプール指導日に参加したが、直接指導を受けることができなかった。同じ時間帯に講師が職員に対して研修を行っていたことについて。	指導時間中、講師は通所親子への指導に専念する。